

## ■ 冊子詳細

〈弁護士〉 石渡 勉 牧田 亮  
〈司法書士〉 富田 敏雄 藤井 孝治 藤澤 繁男  
令和元年 11 月 25 日発売  
定価 880 円 ( 本体 800 円 + 税 ) B5 判 58 頁

※こちらの冊子は書店ではお求めいただけません

### **新民法 (2019・2020年施行法令) 対応版**

遺言は、ささいな誤解や勘違いにより無効となったり、争族となってしまうことがあります。本誌は、それらを防ぐために必要な遺言の基礎知識に加え、実際によくある質問事項についてQ & A形式を交えて解説した冊子です。民法(相続法)の改正を踏まえ、「自筆証書遺言の保管制度の創設」、「遺留分制度の見直し」、「配偶者居住権の創設(計算例掲載)」などを掲載・解説しております。

新民法(2019・2020年施行法令)対応版

争族とならないために必要な

# 遺言

基礎知識と  
よくあるQ&A

〈弁護士〉 石渡 勉 牧田 亮

〈司法書士〉 富田 敏雄 藤井 孝治 藤澤 繁男

## 遺言書の専門家が解説！

遺言のことが基礎からよくわかる！

- 遺言に対する誤解や間違い
- 遺言に関する基礎知識
- 遺留分
- 生命保険・年金関係
- 自筆証書遺言(遺言書保管法創設に対応)
- 公正証書遺言
- 配偶者居住権(計算例掲載)
- 民法(相続法)改正の概要

など、具体例やQ&Aを交えて解説！

巻末付録

書き込み式 便利なチェックシート 付

<b>1</b>	<b>はじめに</b> .....	P. 2
	(1)なぜ、遺言が必要なのですか? <P. 2>	
	(2)平成30年民法(相続法)の改正の影響 <P. 2>	
<b>2</b>	<b>遺言に対する誤解や間違い</b> .....	P. 3
	(1)遺言は財産の多寡で必要になるものではありません <P. 3>	
	(2)要件を満たさないと無効になります <P. 3>	
	(3)遺留分を考慮せずに遺言を書くと争族に繋がります <P. 4>	
	(4)遺言を作成したほうが良い方 <P. 4>	
<b>3</b>	<b>遺言に関する基礎知識</b> .....	P. 5
	(1)遺言・相続に関する法律の専門用語 <P. 5>	
	(2)遺言は誰でも書くことができますか? <P. 5>	
	(3)相続が争族になるってどういうこと? <P. 6>	
	(4)プラスの遺産とマイナスの遺産(遺産には、どんなものがありますか?) <P. 8>	
	(5)遺言にはどんなものがあるのでしょうか? <P. 9>	
	(6)家庭裁判所での検認とは何でしょうか? <P. 11>	
	(7)遺言書執筆時によくあるQ&A <P. 12>	
<b>4</b>	<b>遺留分</b> .....	P. 13
	(1)遺留分に関するQ&A <P. 13>	
	(2)事例から学ぶトラブル回避のポイント(遺留分をめぐるトラブル) <P. 16>	
<b>5</b>	<b>生命保険・年金関係</b> .....	P. 18
	(1)生命保険受取人の変更 <P. 18>	
	(2)遺言によって遺族年金の受給者を指定できるか <P. 19>	
<b>6</b>	<b>自筆証書遺言</b> .....	P. 20
	(1)自筆証書遺言を作成する場合の手続きについて <P. 20>	
	(2)自筆証書遺言について知っておきたいポイント <P. 20>	
	(3)法務局における遺言書の保管等に関する法律(遺言書保管法)の概要 <P. 22>	
	(4)自筆証書遺言の参考例 <P. 23>	
	(5)自筆証書遺言の方式の緩和に関するQ&A <P. 27>	
	(6)自筆証書遺言のトラブル事例 <P. 29>	
<b>7</b>	<b>公正証書遺言</b> .....	P. 31
	(1)公正証書遺言について <P. 31>	
	(2)公正証書遺言を作成する場合の手続きについて <P. 31>	
	(3)公正証書遺言について知っておきたいポイント <P. 32>	
<b>8</b>	<b>配偶者居住権</b> .....	P. 34
	(1)配偶者の居住権を保護する権利の創設 <P. 34>	
	(2)配偶者居住権 <P. 34>	
	(3)配偶者短期居住権 <P. 35>	
	(4)配偶者居住権と配偶者短期居住権の比較 <P. 36>	
	(5)遺言の利用 <P. 37>	
	(6)相続税における配偶者居住権等の評価額 <P. 37>	
	(7)配偶者居住権の計算例 <P. 38>	
<b>9</b>	<b>遺言に関するよくあるQ&amp;A</b> .....	P. 40
<b>10</b>	<b>おわりに</b> .....	P. 43
<b>11</b>	<b>平成30年民法(相続法)改正の概要</b> .....	P. 44
<b>12</b>	<b>自筆証書遺言の最終チェックリスト</b> .....	P. 50
<b>巻末付録</b>	<b>書き込み式 便利な チェックシート</b> .....	P. 51
	<b>法務局・地方法務局所在地一覧</b> .....	P. 57

# 4 遺留分

## (1)遺留分に関するQ&A

Q	遺留分って何ですか？
A	<p>遺留分とは、被相続人の財産の中で、法律上その取得が一定の相続人に留保されていて被相続人による自由な処分(遺贈・贈与等)に対して制限が加えられている持分的利益をいいます(遺留分割合については次のQ&amp;A参照)。</p> <p>旧民法では、遺留分に関する権利が行使されると、当然に物権的効果が生じ、遺贈又は贈与の一部が無効となるものにされていたため、遺贈等の目的財産は遺留分権利者と遺贈等を受けた者との間で共有になることが多くありました。</p> <p>しかし、このような帰結は、共有関係の解消をめぐって新たな紛争を生じさせることになると指摘されていました(遺産に不動産があり、遺留分に関する調停、訴訟で共有関係の結論に至った場合、共有状態を解消させるために、さらに共有物分割調停、訴訟の手続きが必要となり、紛争が長期化するおそれがあります)。</p> <p>そこで新民法では、遺留分に関する権利を行使することにより、金銭債権が発生することとなりました(民法1046条第1項)。</p> <p>これにより、遺留分を実現する方法として、遺留分権利者は遺留分を侵害する遺贈、贈与等を受けたものに対して、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを求めることができます。</p> <p>なお、遺留分を侵害する内容を含む遺言をした場合であっても、遺言の内容が当然に無効になるのではなく、単に遺留分権利者から遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求され得るにとどまるとされています。</p>

Q	遺留分権利者(遺留分を受取る権利があるもの)には、どの程度の権利が認められているのでしょうか？																								
A	<p>例えば、配偶者と子1人が相続人となる場合の遺留分は、配偶者が4分の1、子が4分の1になります。配偶者と父母が相続人の場合は、配偶者が3分の1、父母が6分の1になります。配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合、配偶者が2分の1、兄弟姉妹には遺留分はありません(兄弟姉妹には遺留分として財産を受取る権利はありませんので、遺言をすることによって遺産を兄弟姉妹に与えないこともできます)。</p> <p>遺留分割合は、法定相続分とは異なりますので注意が必要です。</p> <p>●法定相続分と遺留分割合の一覧表(法定相続財産に対する割合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法定相続人</th> <th>法定相続分</th> <th>遺留分割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者と子</td> <td>配偶者 1/2、子 1/2</td> <td>配偶者 1/4、子 1/4</td> </tr> <tr> <td>配偶者と直系尊属</td> <td>配偶者 2/3、直系尊属 1/3</td> <td>配偶者 1/3、直系尊属 1/6</td> </tr> <tr> <td>配偶者と兄弟姉妹</td> <td>配偶者 3/4、兄弟 1/4</td> <td>配偶者 1/2</td> </tr> <tr> <td>子のみ</td> <td>全て</td> <td>子 1/2</td> </tr> <tr> <td>配偶者のみ</td> <td>全て</td> <td>配偶者 1/2</td> </tr> <tr> <td>直系尊属のみ</td> <td>全て</td> <td>直系尊属 1/3</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹のみ</td> <td>全て</td> <td>遺留分はありません</td> </tr> </tbody> </table> <p>※相続人の対象が複数の場合には、遺留分を当該人数で等分することになります。</p>	法定相続人	法定相続分	遺留分割合	配偶者と子	配偶者 1/2、子 1/2	配偶者 1/4、子 1/4	配偶者と直系尊属	配偶者 2/3、直系尊属 1/3	配偶者 1/3、直系尊属 1/6	配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4、兄弟 1/4	配偶者 1/2	子のみ	全て	子 1/2	配偶者のみ	全て	配偶者 1/2	直系尊属のみ	全て	直系尊属 1/3	兄弟姉妹のみ	全て	遺留分はありません
法定相続人	法定相続分	遺留分割合																							
配偶者と子	配偶者 1/2、子 1/2	配偶者 1/4、子 1/4																							
配偶者と直系尊属	配偶者 2/3、直系尊属 1/3	配偶者 1/3、直系尊属 1/6																							
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4、兄弟 1/4	配偶者 1/2																							
子のみ	全て	子 1/2																							
配偶者のみ	全て	配偶者 1/2																							
直系尊属のみ	全て	直系尊属 1/3																							
兄弟姉妹のみ	全て	遺留分はありません																							

## 9 遺言に関するよくあるQ&A

ここでは、遺言の相談に来られる方からの質問のうち、よくある事項について、Q&A形式で掲載しています。

Q	遺言書を作成する際、家族との話し合いはした方が良いでしょうか？
A	本当にケースバイケースです。例えば、個人事業をされている方が、長男に跡を継がせたい場合などは、事業のための財産は長男に譲る方が良いでしょう。そういう場合、他の息子や娘には話をしていた方が良いでしょうと思います。

Q	一度、遺言を作りましたが、変更はできますか？
A	できます。公正証書遺言にされた場合は、変更するためには、原則として新たな公正証書を作成する必要があり、その場合には費用が掛かります。

Q	遺言執行者って何ですか？
A	遺言執行者とは、遺言の内容を実現する人のことです。

Q	遺言で、遺言執行者を置かなかっただうなるのですか？
A	遺言で、遺言執行者を指定していないときは、相続人などが、家庭裁判所に、遺言執行者の選任の申立てができます。

Q	エンディングノートって何ですか？
A	<p>一般的には、遺言の要式を備えない故人の気持ち等を伝える手紙などをいいます。エンディングノートと遺言について整理してみます。</p> <p>1. エンディングノート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法的効果はゼロ</li> <li>②気軽に書きはじめることができる</li> <li>③気軽に訂正ができる</li> <li>④気軽にやめることができる</li> <li>⑤費用がかからない</li> <li>⑥ノートの存在が誰にも気付かれなくても知れない</li> <li>⑦書いたとおりになるかどうかわからない</li> <li>⑧誰にも知られず秘密にしておくことができる</li> <li>⑨思い出や収納場所などの細々したことまで書くことができる</li> </ul> <p>2. 遺言(民法で規定されるものをさします)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①法的効果が認められる</li> <li>②気軽に書けない(様式が厳格)</li> <li>③気軽に訂正できない(訂正の方法が法定)</li> <li>④気軽にやめることができない(新たな遺言などでは可能)</li> <li>⑤費用がかかる(公正証書遺言の場合)</li> <li>⑥遺言執行者を決めれば遺言内容を実現してもらえる</li> </ul> <p>エンディングノートは法律効果が生じないので、やはり遺言の方が重要です。ですが、両方あればそれぞれのいい部分をカバーできます。</p>

# 11 平成30年民法(相続法)改正の概要

## ①民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の成立

平成30年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成30年法律第72号)が成立しました(同年7月13日公布)。

民法のうち相続法の分野については、昭和55年以来、実質的に大きな見直しはされてきませんでした。その間にも、社会の高齢化が更に進展し、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しているため、その保護の必要性が高まっていました。

今回の相続法の見直しは、このような社会経済情勢の変化に対応するものであり、遺された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者の居住の権利を保護するための方策等が盛り込まれています。このほかにも、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の方式を緩和するなど、多岐にわたる改正項目が盛り込まれています。

## ②法務局における遺言書の保管等に関する法律の成立

また、同日、法務局における遺言書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号)も成立しました(同年7月13日公布)。

法務局における遺言書の保管等に関する法律(以下「遺言書保管法」といいます。)は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を新たに設けるものです。

遺言書保管法の施行期日は、2020年7月10日となります。施行前には、法務局に対して遺言書の保管を申請することはできませんので、ご注意ください。

改正法の概要については、併せて以下の資料もご参照ください。

項目	改正の内容	施行期日等
1. 配偶者の居住権を保護するための方策	①配偶者居住権の新設 配偶者の居住建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用を認める法定の権利を創設し、遺産分割等における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする(新民法1028条～1036条関係)。	2020年4月1日
	②配偶者短期居住権の新設 配偶者が相続開始の時に遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住建物を使用できるようにする(新民法1037条～1041条関係)。	
2. 遺産分割等に関する見直し	①配偶者保護のための方策(持戻し免除の意思表示推定規定) 婚姻期間が20年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈又は贈与がされたときは、持戻しの免除の意思表示があったものと推定し、被相続人の意思を尊重した遺産分割ができるようにする(新民法903条④関係)。	2019年7月1日

相続人の判定表(家系図)

